

# 憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改悪阻止各界連絡会議（憲法会議）

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp  
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp

TEL03-3261-9007  
FAX03-3261-5453

民意を反映する選挙制度実現  
比例定数削減反対！ 運動情報

第 444 号 本号 4 ページ

2014 年 6 月 12 日（木）

## 集団的自衛権、「閣議決定案」13 日にも 6・17 大集会成功で国民の声を示そう！

20 日にも閣議決定を強行しようという姿勢を強める安倍首相は、明日 13 日の与党協議に閣議決定案の提出を指示しています。こうした動きに、国民の批判の声は高まり、マスコミ報道でも批判・懸念表明の記事が多くなっています。

安倍政権の強権的、独裁的なやり方をゆるさない声を集める「6・17 大集会」（6 月 17 日 18 時 30 分～ 開場 17 時 30 分、プレ企画＝リレートーク 18 時 00 分～ 日比谷野外音楽堂、集会後国会、銀座 2 コースのデモ）への期待が高まっています。また国会最終盤にあたって、全国各地で、さまざまな取り組みが進められています。

6・17 大集会へのこそっての参加を改めて呼びかけます。

## 改憲手続法改定案、13 日参院本会議で採決へ、 抗議の緊急議面集会（12 時～）を呼びかけ

8 会派（衆院では 7 会派）が提案した改憲手続き法改定案は、11 日（水）の参議院憲法審査会で可決され、13 日（金）の参議院本会議（10 時～12 時）で採決され、「成立」の見通しとされています。

もともと改憲手続法は、国民が改憲をもとめてもいないのに、与党によって強行された欠陥法で、廃止するしかない法律です。そして、今回、手続法に反対した民主党なども加わって、本法や付帯決議とも矛盾する 18 歳選挙権年齢の棚上げ、最低投票率の定めなし、公務員の運動制限、有料広告野放しなどを内容とする改定をおこなうものです。

多数の党の「共同」は改憲の予行演習とも言われ、『宿題』には手をつけた、いつでも使える」というとりつくろいとも言われています。

これに反対してきた私たちとしては、断固反対・抗議の意志を表明したいと思います。

下記のような、緊急の参院議面集会を開催します。日本共産党、社会民主党による報告と市民の決意などを出し合います。

ご参加下さい。

【記】

日時：6月13日（金）12：00～

場所：参議院議員面会所

呼びかけ：憲法会議、許すな！憲法改悪・市民連絡会

投稿

## 秘密会常設体制つくる国会法改悪、今国会成立の動き急浮上 一国会の国政調査権を制約し、議員の発言を監視する違憲立法

残り会期あと10日の国会で、戦後始めて国会に常設の秘密会「情報監視審査会」を設置する国会法改定案を自民・公明両党が提案し、今国会で成立させる動きを強めています。衆院議院運営委員会で11日から質疑が行われ、12日午前10時から参考人質疑、午後1時から政府の秘密保護法担当の森大臣も出席した質疑を予定。自公と民主などの協議によっては採決の可能性もあり、与党側は13日衆院通過の構えと伝えられています。

### <なぜ突然、国会法の改定なのか>

昨年末、国民の反対の声を無視して成立させられた特定秘密保護法の第10条には、政府・行政機関は、国会が秘密保全の措置をとった場合に特定秘密を提供することができる」と規定されています。この秘密保護法に従って、国会の委員会や国会議員が秘密を漏らさないようにするための厳格な秘密保全体制をつくることを主眼としたものです。

「情報監視審査会」は、委員八人で構成され、審議内容も会議録もすべて非公開。担当国会職員には「適性評価」（身辺調査）が義務づけられ、電波傍受を遮断する防護された特別の会議室を設けるとしています。

### <秘密の提出は政府の判断次第>

自民・公明両党は、法案は「政府の特定秘密の運用を監視するため」と説明し、情報監視審査会は、政府に秘密指定の運用改善を勧告し、政府が拒否した特定秘密の提出を勧告するとしています。しかし、いずれの勧告も強制力はありません。特定秘密保護法では、秘密指定した大臣が「我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある」と判断すれば提出を拒否することができます。国会がどんなに厳格な秘密保全の仕組みをつくっても、特定秘密を提出するかどうかは、政府の判断次第です。

### <議員の発言・質問の自由を奪う>

さらに、政府側が特定秘密を国会に提出したとしても、秘密を知った議員が国会質問で秘密を公表した場合は、懲罰の対象とし除名処分までできるように国会規則も改定しようとしています。秘密を知った議員は、国会外で秘密をもらせば、秘密保護法で刑罰に処され、国会質問でとりあげれば除名処分となる仕組みです。これは、憲法51条で保障する議員の発言・質問の自由を奪い、国会から秘密が漏れないよう二重三重のしぼりかけるものです。政府監視とは真逆で、国会議員を監視するものにほかなりません。

### <政府秘密を国民の目から隠す共犯者に>

特定秘密保護法が施行されるなら、不十分でも国会が秘密を監視する仕組みはあった

ほうがよいという意見があります。

しかし「情報監視審査会」や委員会の秘密会で、たとえ秘密の一部が開示されても、秘密を知った議員は、その内容を国民に公表できず、質問でもとりあげられない。ものが言えない議員がつくれ、議会は口封じされてしまいます。

国会は、特定秘密体制にお墨付きをあたえるだけでなく、政府の秘密体制に自らとりこまれ、政府の秘密を国民の目から隠す、秘密の共犯者にされてしまいます。

### ＜民主など3党案は、政府に提出拒否の口実を与えるだけ＞

民主・維新・結いの3党の法案も同時に審議されています。3党案は、「事前に同意を得ることなく第三者に提供しないことを条件に提供された情報」を除外して資料提出に強制力を持たせるとしています。しかし、この条件は政府しか知り得ないもので、政府が「第三者」とさえいえば提出を拒否できることとなります。新たな口実を与えるだけです。

しかも、日本の国家秘密の中樞を占める日米安保の秘密や外交秘密について、これまでも政府は、公表については相手方（米国）の同意を得ていないと拒んできました。国民が知るべき「秘密」を、最初から除外するものです。

### ＜国政調査権の行使こそ、国会の本来の役割＞

国会の第一の任務は、政府の監視です。憲法は、国会に国政調査権を保障し、国会の公開原則、議員の発言権保障を明記しています。国会は、国政調査権を行使し、国会法・議院証言法にもとづき、政府に資料を要求し、日米安保の秘密をはじめ政府・行政の実態にせまっていく、これが本来の役割です。

国会の資料要求に対し政府が提出を拒否するなら、その理由を内閣声明として明らかにせよ、というのが現行国会法の規定です。政府が内閣声明で「国家の重大な利益に悪影響を及ぼす」と拒否すれば、それが拒否に値するかどうか、国民の前で問われることとなります。提出・拒否が国民に公開されることが大事です。国民に知られない秘密会で政府の説明を審査し、何を議論したかも国民に明らかにしないで、どうして政府監視の役割がはたせるでしょう。

### ＜国会の資料要求を阻むハードル＞

国会の資料提出要求に対して政府が内閣声明で拒否した事例は、1954年、造船疑獄事件をめぐる吉田内閣の法務大臣が検察当局に指揮権発動した問題での証言拒否の一件だけです。それ以外では、政府が国会の要求にに応じてきたわけではありません。現実の国会は、国政調査権を行使する主体である委員会が政府に資料要求することを、委員会の多数を占める政府与党が阻むため、委員会の正式の要求にならない場合がほとんどです。内閣声明を要求するところまでいかないのが実態です。国会が本来の権限を行使できていない現実のうえに、秘密保全のハードルをつくれば、国会はいっそう無力化されてしまいます。

### ＜秘密保護法の廃止こそ＞

いま国会に問われているのは、国会に秘密保全体制をつくって特定秘密を提供してもらうことではありません。安倍内閣が広範な国民の反対を押し切り、成立を強行した秘密保護法を廃止することです。秘密保護法は、日本を「海外で戦争する国」につくりかえるため、国民の目と耳、口をふさぎ、国民の言論・表現を抑圧し、日本国憲法の基本

原則を根底からくつがえす稀代の悪法です。廃止を求める世論と運動は成立後もひろがりつづけています。秘密会常設体制つくる国会法改悪を許さず、秘密保護法の廃止法を成立させることこそ求められています。

(日本共産党国会議員団事務局 白髭寿一)